

議 第 一 号

栃木県議会の会期に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十七年五月二十一日

提出者

栃木県議会議員

同 同 同 同 同 同 三
野 相 一 山 佐 木

村 馬 木 口 藤 村 森

せ 政 弘 恒 好 文

つ

子 二 司 夫 栄 文 徳

栃木県議会議長様

栃木県条例第 号

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例
栃木県議会の会期に関する条例（平成二十五年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表（第二条関係）

平成二十七年六月十日
平成二十七年六月十二日
平成二十七年六月十六日
平成二十七年六月十七日
平成二十七年六月二十六日
平成二十七年九月十七日

同 同 同 同 同

白 塩 早 相 さいとう
石 田 川 馬

資 ひ け 憲 淳
一 と い 一 郎
隆 し こ

平成二十七年九月二十四日
平成二十七年九月二十八日
平成二十七年九月二十九日
平成二十七年十月十三日
平成二十七年十一月二十七日
平成二十七年十二月一日
平成二十七年十二月三日
平成二十七年十二月四日
平成二十七年十二月十七日
平成二十八年二月十九日
平成二十八年二月二十三日
平成二十八年二月二十五日
平成二十八年二月二十六日
平成二十八年三月九日
平成二十八年三月二十四日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。